

五
イ
方 募
利 法 入
回 決
り 定
競 の

四
發
行
方
法

利回り付国庫債券（四十年）～第六回
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。」の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
利回りを競争に付して行われる。

三 振替法の適

利付国庫債券（四十年）（第六回）
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条规定、株式等の振替に関する法

二 一
未 発 号 名
未 行 称
未 の 及
未 根 び
未 抛 記

財回利
行政付
法國庫
（債券
昭和四
年二十
二年法律
第三十六

○財務省告示第三百八十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十五年十一月二十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年十二月十日

六	イ	口	七	イ	口
發	イ	口	払	イ	口
行争利込	行争利込	行争利込	行争利込	行争利込	行争利込
入回行札	入回行札	入回行札	入回行札	入回行札	入回行札
札格第参市	札格第参市	札格第参市	札格第参市	札格第参市	札格第参市
競發競發	競發競發	競發競發	競發競發	競發競發	競發競發
競額競額	競額競額	競額競額	競額競額	競額競額	競額競額
五百九十四億六千五百八百三十萬円	四千五百八十億八千三百三十二万円	七国条特億て基関八つ定う額 十債の別四はづす億いにち面 二に規会千、きる五て基、金 億つ定計二額発法千はづ財額 円いにに百面行律八、き政で て基関万金し第百額発法三 、づす円額た四万面行第千 額きるで利十円金し四九 面発法千付七、額た条百 金行律六国条特で利第九 額し第百債の別二付一十 でた四八に規会千国項二 五利十十つ定計三債の億 百付七三いにに百に規円	五百九十四億六千五百八百三十萬円	五百九十四億六千五百八百三十萬円	五百九十四億六千五百八百三十萬円

十 三	二	十 一	八
の 払 込 み の 利 子 率	經 過 利 単 位	利 行 価 格	發 行 日
			發 行 日
			振 替 單 位
			額 低 額 面 金

(二) 年六額平す額の振五
 む十式は一錢面成るの記替万
 も号に、募・金二。整載法円
 のによ払入九額十数又の
 と規り込決パ百五倍は規
 す定算金定一円年の記定
 るす出額のセに十金録に
 るしに通ントつ一額はよ
 期た加知ト月に、る
 日金えを百二十よ最振
 に額、受三十八る低替
 払を次け円日も額口
 い第のた九の面座
 込二算者十と金簿

額面金額の総額×
 $\frac{1.9}{100} \times \frac{69}{365}$

額け住よるがをじ額よに座も係
 一者り場非発たにりつにのる
 所又算合居行金百算い記と所
 得は出に住時額分出て載し得
 税外しは者にへのしは又て税
 の国た、又おた二た、は振が
 税法金前はいだ十金前記替源
 率人額記外てし・額記録口泉、
 をがに(一)國取、三か(一)さ座徵そ
 乗適当の法得当一らのれ簿収の
 じ用該算人す該五當算る中さ利
 たを非式でる國を該式ものれ子
 金受居にあ者債乗金にの口るに
 発行時におい

二十九
八七六

十五

十四

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限子以

初期利子

平財日額平利てを毎
成務本面成子、支年
二十大銀金六をそ払三
臣行額十支の期月
五から百五払日と二
年ラ円年う以し十
十一通知に三。前、日
月知つ月六各及
月をき二月支び
二十八受け百十間払九
日た者円日間に期月
日者

規下は期た期平
額定、が金と成
す次そ銀額し、
る号の行を
期及翌休支次
日び當業の年
に第業う算三
つ十日。式月
い六にに二
て号支當だよ
同に払たしり
じおうる、算を
いへと支出支
て以き払し払

額面金額× $\frac{1.9}{100} \times 1$